

認定農業者経営改善支援事業の概要

1 事業内容

農地集積や農作業受託による規模拡大を志向する地域を担う認定農業者等を対象として、集落における営農計画書に基づき、生産・加工・出荷に係る機械・施設を導入する場合に経費の一部を助成。

2 事業主体

市町

3 事業実施主体

経営改善の自己チェックを行い、積極的に地域振興に取り組む認定農業者
認定農業者になった新規農業参入企業、女性経営者

4 助成対象機械・施設

農業用機械:トラクター、コンバイン、養液栽培システム等

農業用施設:ハウス、プレハブ保冷庫等

○整備事業費が30万円以上であること。

○整備後の残存耐用年数が5年以上(中古農業用機械は2年以上)のもの

○倉庫、運搬用トラック、パソコン、フォークリフト、ショベルローダー等農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性の高い物でないこと。

ただし、農業経営において真に必要であり、導入後の適正使用が確認できる場合には、この限りではない。

※優先枠:多様な担い手や新たな視点を持ち地域振興を図る人材を育成するため、認定農業者となった参入企業や女性認定農業者に優先枠を設定(計3経営体)

5 補助金及び補助率

4,800千円×1/3×8経営体 (12,800千円)

6 実施期間

平成23年度から平成29年度

7 事業のフロー

